

## 歴史的風土部会における今後の検討方向について

### 1. 明日香村に係る検討について

奈良県明日香村に関しては、昭和55年に明日香法が制定され、以来、同法に基づき、村全域が行為の許可が必要な歴史的風土保存地区に指定されるとともに、国の定める「明日香村基本方針」に基づいて奈良県が作成する「明日香村整備計画」に定める各種事業に対し、財政上の特例や明日香村整備基金といった住民生活安定のための措置を講じてきたところである。

基本方針、整備計画については、明日香村の歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のあり方についてあらかじめ審議会でご議論頂き、その結果を踏まえて10年ごとに作成してきており、現行の第4次整備計画は31年度で終期を迎えることから、これまでの社会経済状況の変化を踏まえた今後のあり方や方向性等について調査審議をする必要がある。

### 2. 検討の進め方

明日香村小委員会を設置して検討。

### 3. 検討スケジュール

平成30年5月24日	国土交通大臣より社会資本整備審議会へ諮問
平成30年6月14日	社会資本整備審議会より都市計画・歴史的風土分科会へ付託
平成30年9月7日	社会資本整備審議会第10回都市計画・歴史的風土分科会及び第22回歴史的風土部会合同会議 ・明日香村小委員会設置了承（予定）
平成30年10月頃～ 平成31年度第一四半期	明日香村小委員会で検討（4回程度）